

第十九回国会 文部委員會議録 第二十三号

(五七四)

昭和二十九年三月二十五日(木曜日)

午後五時五十分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事相川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 峻君 理事町村 金五君

理事野原 覺君 理事松平 忠久君

伊藤 郷一君 岸田 正記君

熊谷 憲一君 坂田 道太君

世耕 弘一君 原田 憲君

山中 貞則君 四郎君

田中 久雄君 中嶋 太郎君

吉田 安君 高津 正道君

辻原 弘市君 山崎 始男君

小林 進君 前田榮之助君

小林 信一君 松田竹千代君

出席國務大臣

文部大臣

大達 茂雄君

出席政府委員

人事院總裁

淺井 清君

検事(刑事局長)

井本 台吉君

文部政務次官

福井 勇君

文部事務官(初等中等教育局長)

緒方 信一君

委員外の出席者

専門員

石井 昂君

専門員

横田重左衛門君

三月二十五日

委員山中貞則君、亘四郎君及び山村新治郎君辞任につき、その補欠として牧野寛索君、保利茂君及び松田竹千代君が議長の指名で委員に選任された。

同日

つき、その補欠として亘四郎君及び山中貞則君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十日

公立学校事務職員的身分確立に関する請願(只野直三郎君紹介)(第三六二九号)

公立学校教職員の政治活動制限反対に関する請願(島上善五郎君紹介)(第三六三〇号)

同外一件(野原覺君外二名紹介)(第三六三一〇号)

同(山田シヅエ君紹介)(第三六三二二〇号)

同(野原覺君紹介)(第三六三三〇号)

同(吉川久衛君紹介)(第三六三七二〇号)

同(松平忠久君紹介)(第三六三七二二〇号)

同(加藤勘十君紹介)(第三六三七三二〇号)

同(淺沼稻次郎君紹介)(第三六三七四二〇号)

同(河野密君紹介)(第三六三七五二〇号)

同(中村高一君紹介)(第三六三七六二〇号)

石部小学校改築費国库補助に関する請願(今井耕君紹介)(第三六六八八号)

同(森幸太郎君紹介)(第三六六八九号)

冷害地の学校給食実施等に関する請願外一件(松井政吉君紹介)(第三七二六号)

婦人教育振興費増額に関する請願(矢尾喜三郎君紹介)(第三七二七二〇号)

教育職員免許法等の一部改正に関する請願外二件(辻原弘市君紹介)(第三七二九二〇号)

教育委員会法改正等に関する請願外一件(辻原弘市君紹介)(第三七三〇二〇号)

教育委員会法の一部改正等に関する請願(辻原弘市君紹介)(第三七三一二〇号)

教育委員会法の一部改正に関する請願(辻原弘市君紹介)(第三七三二二〇号)

へき地学校施設災害復旧費国库補助増額等に関する請願(辻原弘市君紹介)(第三七三三二〇号)

教育施設災害復旧費国库補助等に関する請願(井手以誠君紹介)(第三七三四二〇号)

教育職員免許法の一部改正に関する請願外二件(辻原弘市君紹介)(第三七五七二〇号)

同(鈴木茂三郎君紹介)(第三七五八二〇号)

同(萩元たけ子君紹介)(第三八二二七号)

同(並木芳雄君紹介)(第三八二六二〇号)

同外一件(淺沼稻次郎君紹介)(第三八二六二〇号)

同(中村高一君紹介)(第三八二六三二〇号)

同(河野密君紹介)(第三八二六四二〇号)

同(鈴木義男君紹介)(第三八二六五二〇号)

同(河野密君紹介)(第三八二六六二〇号)

同(四司亮君紹介)(第三八二六七二〇号)

同外一件(軍吉榮三君紹介)(第三八二六八二〇号)

同(杉山元治郎君紹介)(第三八二六九二〇号)

同(岡良一君紹介)(第三八二七〇二〇号)

同(田中幾三郎君紹介)(第三八二七一〇号)

同(中村英男君紹介)(第三八八九一〇号)

同(山手満男君紹介)(第三八八九二〇号)

同(原彰君紹介)(第三八八九三〇号)

公立学校事務職員の待遇改善に関する請願(大橋忠一君紹介)(第三八八九四〇号)

同(長野長廣君紹介)(第三八八九五〇号)

同(柳原三郎君紹介)(第三八八九六〇号)

同(柳原三郎君紹介)(第三八八九七〇号)

同(柳原三郎君紹介)(第三八八九八〇号)

同(柳原三郎君紹介)(第三八八九九〇号)

同(柳原三郎君紹介)(第三八九〇〇〇号)

同(柳原三郎君紹介)(第三八九〇一〇号)

同(柳原三郎君紹介)(第三八九〇二〇号)

第一類第七号

文部委員會議録第二十三号 昭和二十九年三月二十五日

において、当委員会の委員長である辻寛一君は、その責任を全うせられたかどうか。われ／＼は残念ながら公正かつ適正であつたとは今日認めがたいのであります。もちろん委員長の個人的心情はあるいは他にあつたかも知れませんが、しかしながら、われ／＼の漏れ聞くところによれば、与党文部委員の一部強硬論に押されて、かくのごとき不公正な委員長ふりを発揮せざるを得なかつたということであるが、個人的にはその心情を了とするにしても、かくのごとき意思薄弱な、これによつて委員会の運営を左右せられるがごとき無謀な委員長を、私どもは信任するわけには参らないのであります。(拍手)

委員会の運営は決してさうなことであつては相ならぬものと私は考えるものであります。特に以下申し上げる諸点については、まったく公正を欠き、委員長としての資格全然なしとわれわれは判断せざるを得なかつたのであります。

その第一点は、さきにも申しました現地調査の問題でございます。少くともこの現地調査は、一たび文部省が発表せられた偏向事例なるものが、全国各地に広がりまするや、それ／＼当該事犯のあつた学校ないしは教育委員会、あるいは父兄等においては、その事実なしとして、嚴重な抗議が文部省ないしは当委員会にあつたのであります。従つてこの重大なる資料として出したこの文部省の偏向事例が正しいか否かといふことについては、どうしても当委員会の責任として調査しなければならぬことも当然であるのであります。しかしながら詳しく申し述べた時間はありまされども、文部委員

長が三月三日の議進において改進黨権能議員の質問に答えた連記録に徴すれば、その言葉の中に、委員会がかよう決定いたしましたので、しかるべく取扱つてまいりましたなどという、——委員会が決定した事項については、委員長は全責任と全力をあげて、その決定を議院運営委員会に強力に申し立ての實現をはかる、これが委員長としての職責を全うすることであると存するのであります。しかるに委員長の立場は、あたかも本心にあらざるがごとき態度をもつてその弁明に當つたといふことは、われ／＼は断じて見のがせないものであります。

第二点といたしましては、あるいは諸君はこまかいことだと言ひかもしれないけれども、去る三月十六日、第十三委員会におけるわが改進黨委員の質問に對して、ただいまそこにすわつておられる竹尾文部委員が、高津委員の發言中に、そのマイクの前に立ち上り、かつて、いかにげんきにやめろといふがごとき、まことに議院の品位を傷つけたがごとき行動があつたに對して、委員長は何らの制止、何らの注意も与へなかつたことは、これは少くとも委員個人の發言を擁護して、委員会の運営に當るといふ委員長の態度ではなかつたと私は判断するのであります。

第三点は、連合審査の問題であります。当委員会において連合審査をいたしましたのは、わずかに労働委員会との連合審査数時間のみでございます。今日かかる重要な法案について、過去の例に徴してみましても、かつて地方公務員法の成立する場合、この地方公務員法の持つておる政治活動制限の内容容といふものは、これは一般地方公務

員並びに教員全体に及ぼす問題として、當時地方行政委員会に欣然として文部委員会との連合審査を行つておるのであります。しかるに地方行政委員会との連合審査を何ら委員長は顧慮しなかつた。あるいは人事委員会においては、この法案は人事行政に重大なる関連があるとして、これまた委員会の決定をもつて文部委員長に申し入れたにもかかわらず、それに対して委員長は、理事会に諮ることもがえんぜずして、一方的にこれを破棄してしまつたことについては、そのやり方はまづたゞ非民主的であると言わざるを得ないのであります。

第四点は、委員長自身、当然委員長の運営の協力的立場にある理事会の申合せ事項を、これまた一方的に廢棄したことでありま。理事会においては、少くとも一般總括質問が終れば逐条質疑に入るといふことを申し合せた。このことは、ここにおられる改進黨の理事である田中委員も認めておられるところでありま。あるいは委員会の質疑において、社会党小林進君の速記録に残して確證をしておる。しかるにこれらの逐条審議に対する取扱いは、その後全然考慮をいたさない。去る十九日与党委員から總括質問打ち切り問題が出るや、ただちに逐条審議を含んで質疑を打ち切らうといふがごとき一方的態度に出たことは、まづたゞ理事会の否定であり、申合せをした他党に対する信義に欠けるところがあると私は断定するものであります。さらにまたその際、各党の持ち時間の終結を止めたといふことにおいて、日本自由党松田委員の發言を封じ、なおかつ文部大

臣の答弁がまだ終結せざるうちに、委員長が終結した旨の宣言をなすがごとき事態に至つては、まづたゞこれは委員長の無能ぶりを発揮したものといふは言わざるを得ないと思ふのであります。

第五点として私の申し上げるところは、去る二十日土曜日の委員会を混乱に陥れたところの責任であります。その原因は、社会党両派の委員から委員長不信任が提出せられておるにもかかわらず、その委員長不信任を取上げずして、与党の田中委員より質疑打ち切りの動議が出たことに藉いたしまして、起立の有無をも確かめず、一方的にその動議を採択しようとしたその無能、無謀ぶりでありま。しかもこの二十日の委員会においては、改進黨の委員は一名も出席しないこの状態の中で、委員会を開いて審議を進めようといふこと自体、私は突則きわまるものであると申すのであります。しかもその混乱の中に、委員長は事後の事態の收拾を何ら顧慮することなく退出をしまして、在席今日まで日を送つたのであります。その後自改の折衝といふことで自由党、改進黨が修正案の交渉をせられたといふことであります。しかしながら委員会は、これはあくまで各党にまたがる同会の運営であります。もちろん各党と党が話し合はされることは自由でありますけれども、しかしながら混乱のまま、何らその後のルールをきめずに、今日まで在席五日の日をけみしたといふに至つては、まづたゞ私が委員長たるの責任を放棄したものであると私は考えるのであります。

以上申し上げました理由、並びに最後に私が申し上げたいのは、本日における——本日の理事会における委員長のとりはからいであります。理事会は——私が申し上げるまでもなく、少数党といえども、多数党といえども、委員会運営に對して、話し合いの上その集約点を求めるというのが、私の了解する理事会であります。しかるに本日の理事会の結果を徴しますと、あるいは意見が対立をした、すぐさまそのことは、委員会において採決の議によつてきめようではないか、これならば何の理事会をやと私は申したいのであります。さうなことは、理事会を開かないでも、他のすべての事項が、本委員会においてルールをきめればよろしいといふことになり、こういうことになれば、少数党の發言——少数党の運営に對する發言といふものは、いかなる機会にどういふ方法をもつてやつていかといふことがわからないのであります。かような強引ぶりを発揮して、さうして今日の事態に至つてゐることは、あけて私は、委員長の無謀と、委員長の無能の結果に基くものであるといふ点に結論を見出すのであります。ただいま委員長の不信任動議を提出し、以上の趣旨を申し上げた次第であります。

○竹尾委員長代理 これにて趣旨弁明は終了しました。特に討論の通告もありませんから、ただちに採決いたします。野原君外七名提出の委員長不信任動議に——委員長不信任動議に賛成の諸君——委員長不信任動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立
○竹尾委員長代理 起立少数、よつて委員長不信任動議は否決せられました。(拍手)

辻委員長の復職を求めます。

○竹尾委員長代理退席、委員長着席

○辻委員長 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

先日の委員会において、山中貞則君から提出されました質疑終局の動議については、委員長といたしましてこれを起立採決に問い、可決の旨を宣告いたしましたつもりであります。委員会混乱のため宣告が明瞭を欠いた点もあつたようでありますから、この際あらためて採決いたします。山中君の質疑終局の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○辻委員長 起立多数。よつて動議は可決されました。

これにて質疑は終局いたしました。この際松田竹千代君外十六名より両案に対する修正案がそれぞれ提出されております。これより修正案の趣旨説明を求めます。坂田道太君。

○坂田(道)委員 私は自由党、改進黨、日本自由党三派を代表いたします。修正案の趣旨を……

「聞えないぞ」「前に出て言え」その他発言する者多く、議場騒然

○辻委員長 御静粛に願います。

○坂田(道)委員 簡単に御説明申し上げます。

○辻委員長 前へ出て。

○坂田(道)委員 私は自由党、改進黨、日本自由党三派を代表いたします。修正案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

まず修正案の案文を朗読いたします。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案に対する修正案
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の一部を次のように修正する。
題名を次のように改める。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法
第三条第一項中「反対させる教育」を「反対させるための教育」に改め、同条第二項を削る。

附則中「施行する」を「起算して十日を経過した日から施行し、当分の間、その効力を有するに改める。」教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対する修正案
教育公務員特例法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十一条の三第一項の改正規定中「制限については」の下に「当分の間」を加える。
附則第一項中「公布の日から」の下に「起算して十日を経過した日から」を加える。

（「括弧」と呼ぶ者あり、笑聲）
義務教育諸学校における政治的中立の確保に関する法律案の修正案につきまして、第一に、題名を臨時措置法といたし、かつその効力を、当分の間と

いう規定を設けまして、暫定法たるの趣旨を明らかにいたしましたのでございませう。その理由は、本法案に対し、その賛否につき輿論も相わかれておりますので、輿論の動向をも考慮いたしまして暫定法といたし、将来検討の余地を残したわけでございませう。

第二に、本法の中心たる第三条に関する修正でございませうが、特に第二項は、その表現がきわめて難解であり、運用の実際におきましても誤るのおそれもございますので、これを第一項にとりまとめ明らかにいたしました次第でございませう。

第三に、施行期日を公布後十日といたしました。これは、関係機関及び国民一般に周知せしめるに適當な期間を考慮したわけでございませう。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対する修正案は、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限に関する改正規定を当分の間適用されるものとし、また施行期日につき、公布後十日といたしました。その理由につきましては、義務教育諸学校における政治的中立の確保に関する法律案の修正案について述べましたところと同様でございませう。

何とぞ本修正案に御賛成のほどお願い申し上げます。何とぞ本修正案に御賛成のほどお願い申し上げます。何とぞ本修正案に御賛成のほどお願い申し上げます。

○辻委員長 これにて修正案に対する説明は終了しました。

ことをあまりにも時間を制約されまして、この機会にその点をお聞きしたいと思ひます。それは今度政府が出された教育公務員特例法の一部を改正する法律案が非常に中央集権的なものであるということにおいては、これは万人の認めるところでございませう。文部大臣は、口を聞けば地方教育委員会を育成するということを常に言うておるのであります。今度改正になりますようなこの非常に中央集権的な制度と、地方教育委員会という最も民主的な制度、これは人間のからだですら上げますと、一つのからだの中で右の方是非常に中央集権的なものになつておる。左の方は非常に地方分権的な教育委員会制度になつておる。片一方を育成すると言ひながら、おまけに今回の法律案のような最も中央集権的なものを出しておられるのであります。この点は非常に矛盾をしております。いわば半身不随的なもので、日本の教育行政が血のめぐりが悪いことばきまつておるのであります。この点について文部大臣が常に育成をするといふことはどういふ意味か、この点をお尋ねをいたしたい、これが一点でございませう。

もう一点は、これは非常に大切な点だと思ひますが、文部大臣は教育委員の先生がおるのが気に食わなからこの法律案を出した、いわゆる教育基本法八条の精神を蹂躪するところの先生がおるからこの法律案を出したのだ、こう言われるのであります。が、もしかりにそういふ先生がおるならば、現在の教育三法でもつて処理できるはずでございませう。この点は、私は

は先日山口県に行きましたときに、山口県の教育委員会の事務局の方にも、また岩国の市教委の委員会でも、そのことを申し上げてあるのでありませう。あなた方はこういふ山口日記みたいなものの起きたときに、かりにあなた方が悪いと思ひながら、なぜおやりにならぬか、これはつばにでけるのであります。何もこんな法律を出さなくてもできるのにかかわらず、やつていないのであります。その点を考えますと、文部大臣がこの法律案を出されましたことと、先ほど私が申し上げましたように、地方教育委員会を育成するといふ、このものの考え方の中には根本的な矛盾があるのではないかと。

従つて第一点は、先ほどお尋ねをいたしましたその矛盾をいかに考へになるかといふことと、第二点はおまけにそういふ先生がおつて好ましくないとと思ひならば、委員会でもつてできるのに、それをやらすておいてどういふような法律案を出されるということは、いずれの面から見ても矛盾をしております。この点は私は山口に行つたときに、先ほどのように県の教育委員の方に聞いたところが、その答えがこういふふうな答弁をされるのであります。それはかりにそういふ先生がおつて、やめてくれと言つて私はやめないと、その結果は裁判所に訴えて出るが、出た結果はたくさん教育委員会の費用を使わなければならぬものだから、なか／＼それがむずかしいのです。こういう答弁をせられております。その際費用がいくらか法律でもつてふんじばるといふのは非常に遺憾に思ひます。現行の教育三法でもつて、好ましくないと思ひます。

は先日山口県に行きましたときに、山口県の教育委員会の事務局の方にも、また岩国の市教委の委員会でも、そのことを申し上げてあるのでありませう。あなた方はこういふ山口日記みたいなものの起きたときに、かりにあなた方が悪いと思ひながら、なぜおやりにならぬか、これはつばにでけるのであります。何もこんな法律を出さなくてもできるのにかかわらず、やつていないのであります。その点を考えますと、文部大臣がこの法律案を出されましたことと、先ほど私が申し上げましたように、地方教育委員会を育成するといふ、このものの考え方の中には根本的な矛盾があるのではないかと。

ばにできるものをなぜやらぬか。やるのには費用がないからこういう法律でもつてやるのだ、こういうふうな考えにしか私には見えないのであります。この点に対して、私は大臣の御所見を承つておきたいのであります。

それからいまいつお尋ねいたしたします。これは中央集権でないと言われるのは私はふに落ちない。おそらく日本全国でこの法律が中央集権でないと言われるのは、文部大臣、あなたお一人ではないかと思う。

○辻委員 答弁者に申し上げておきます。時間の関係上きわめて簡明にお願いいたします。

○大達國務大臣 教育委員会の育成強化という言葉を言いながら、本法案を提出するという態度は矛盾しておるのではないかとお尋ねのようであり、この法律案は教育委員会の育成強化ということとは何ら関係はないのであります。この法律案が中央集権である、従つて教育委員会の、つまり地方分権の精神に反する、かような御趣旨でありましたが、この法律案は、ごらんの通り行政的に何らの権限を文部省に与えておるものではないとせん。従つて行政的にこれを中央集権的な立法であるとお考えになることは、失礼ながら間違つております。

その次は、教育委員会であること、をこういふ法律を持つて来ることは間違ひではないか、教育委員会の活動によつてこの法律の企図するところは十分達成し得るはずだ、こういうこととあります。この法律は、ごらんの通り学校に対して不当な教育を教唆、煽動することを対象としておるのであります。これは教育委員会において取締るとかなんとかいう問題ではありせん。

○山崎(始)委員 大臣は私の申し上げるところを取違えておる。教唆煽動というところではございせん。第一の方であります。

○山崎(始)委員 大臣は私の申し上げるところを取違えておる。教唆煽動というところではございせん。第一の方であります。

○松平委員 修正案について提案者にお尋ねしたのであります。この「当

分の間」ということを、先ほどの説明によると輿論の圧迫というか、輿論の動向によつて当分の間ということをするためであり、輿論を無視することができないということを告白したわけであり、この「当分の間」ということには一体何年ということにお尋ねになつておるのか、その点をまず明らかにしておきたいと思ひます。と同時に、文部大臣はこれを承認していかどうか、その議に加わつたのかどうか、この三党の修正に文部大臣も加わつたような形跡があつて、ちよろちよろあそこへ行つてみるとおりますけれども、その議にあつたかどうか、それをお伺いします。

○松平委員 修正案について提案者にお尋ねしたのであります。この「当

○松平委員 文部大臣の御答弁はどうですか。「当分の間」に対する文部大臣の御答弁はどうですか。先ほど私が申しましたけれども、この議案に加入したかどうか。この「当分の間」ということをあなたはどういうふうに考えておりますか。

○大達國務大臣 これは三党において提出された修正案であります。従つて文部大臣がこれに参加したものでないことはこれは当然のことであり、これに参加したというわけではない。

○松平委員 逐条に移りますが、人事院の總裁にお伺いします。この特例法改正案によりまして、文部大臣の説明によれば、三本建の給与条例等について教員組合がこれを要望し、この実現を請求する――要望して行くということができる、こういうことでありますけれども、三本建等につきましては県の条例によつてこれを定めるわけでありまして、この県の条例の制定もしくはその改定ということが政治目的になつております。その条例の改定を要望する場合において、教員組合は職員団体の規定によりましてその権限を持つておるし、また地方住民として現在の地方自治法によつてこの請求ができる権利を持つておるわけであり、それども、今度のこの法案の適用によりまして、この要求をする場合において、署名に積極的に参加したり、あるいはこの署名運動のために特別の会費なり寄付金を出す場合においては、三年以下の徴税十萬圓以下の罰金になるといふことになつておりますけれども、その通りでありますか。

○松平委員 従来さうに取扱つております。

○松平委員 それはこの教育の政治的偏向といかなる関係があるか。

○松平委員 私先ほど申しましたのは、署名運動に積極的に参加するということを希望したものであります。またもう一つは、この運動に参加する場合に、会費を出すもしくは寄付金を出した場合に、これが違法とこの法律になつておりますけれども、あなたはこれを違法として取扱つておるわけでありませんか。

○松平委員 従来さうに取扱つております。

○松平委員 それはこの教育の政治的偏向といかなる関係があるか。

○松平委員 それはこの教育の政治的偏向といかなる関係があるか。

○松平委員 それはこの教育の政治的偏向といかなる関係があるか。

○松平委員 それはこの教育の政治的偏向といかなる関係があるか。

○松平委員 それはこの教育の政治的偏向といかなる関係があるか。

○松平委員 それはこの教育の政治的偏向といかなる関係があるか。

○松平委員 それはこの教育の政治的偏向といかなる関係があるか。

○松平委員 それはこの教育の政治的偏向といかなる関係があるか。

民に与えられた権利を国家公務員には禁止しておるけれども、地方公務員には——もつとも地方公共団体の構成者の一人ですから、税金を出し、またその税金を受ける深い関係にあるのでありますけれども、一般の地方公務員はかかる権利の喪失がなくて、教員にだけかかる権利の喪失があるというのはどういふわけですか。

○浅井政府委員 この法案の趣旨は私から申し上げることはございませう。国家公務員といわず、地方公務員といわず、一般国民といわず、税金はだれでも負担いたしております。勤労条件に關して交渉したことは、国家公務員と地方公務員とを問はず何も禁止いたしてありません。

○松平委員 教育委員会に不正行為があつて事務監督を要求する場合において、これは今日地方住民として認められた権利であります。この教員が多数の人に接する場合において、つまりPTAの会場においてこの意見を述べることが、十万円以下の罰金、三年以下の懲役になることになつておるが、それはそういうことになりませんか。

○浅井政府委員 あるいはそうなるかも存じません。

○松平委員 一体あるいはどういふことですか。

○浅井政府委員 これは具体的にあげてはめする場合には、詳細にいろいろなデータを検討しなければ、抽象的に一お答えすることはかえつて誤解を生ずると思ひます。ただ申し上げますが、この人事院規則は、本来国家公務員のためにあるものでありまして、地方公務員のためにあるものではないのであります。今回の措置によつて、初めて

地方公務員になるのであつて、その場合の利害得失がどうであるかということは、人事院のお答えすべき問題ではございせん。

○松平委員 そうしますと、もう三つお答え願ひたいのであります。この政治的行為の中の第四でありますけれども、前号の定める金品を国家公務員に与え、また支払うことが禁止されておりますが、地方公務員に与えることは禁止されておらぬのであります。それはどうですか。

○浅井政府委員 現行規則ではその通りでございませう。

○松平委員 もう一つお尋ねいたします。この規則の八項におきまして、各省各庁の長官は法または規則に定める政治的行為の禁止、または制限に違反する行為または事実があつた場合において、ただちに人事院に通報するといふことになつておりますけれども、この地方公務員の場合には、一体だれがどこに通報することになりますか。

○浅井政府委員 第八項は地方公務員の場合は適用はないものと解釈いたしております。

○辻委員 よろしゅうございませう。

○松平委員 ただいまの總裁のお話によりまして、人事院規則は、国家公務員に適用するけれども、その中の一部というものは、今度の場合国家公務員の例によるということになりましてけれども、その中のある事項は適用ない、またある文句は適用ない、こういうふうに解釈してさしつかえないわけですか。

○浅井政府委員 その通りでございませう。その場合この際地方公務員たる教

員を、国家公務員並に取扱ひますことは、決してこの規則の中にある各省各庁の長という言葉を、これを府県知事とか何とか読みかへるという規定は持つておりませう。

○松平委員 時間がございせんので刑事局長にお尋ねしたいと思ひます。この中立性確保の問題について、その罪はだれの請求をもつて論ずるということがありますが、それは法律的にどういふことでありませうか。

○井本政府委員 訴訟条件でございませう。

○松平委員 そういたしますと、この事前の手続という捜査もしくは逮捕といふのは、警察官独自の立場で刑事訴訟法の建前をやつて行く、こういうことになりませうか。

○井本政府委員 犯罪捜査は結局さうなことになると思います。

○辻委員 高津正道君。

○高津委員 短かい十分間の質問時間でありまして、質問の要旨を明らかにするために、私の立場を要約して述べ、そしてそのあと、きわめて簡単な言葉で質問をいたします。この両法案に對する私たちの反対理由は、第一、この法案は、日本がアメリカの反共第一線軍事基地化しているために、アメリカが日本の教育に對して、基地らしい教育を要求して來てゐる。これには明白な証拠がありまして、今は省略しましう。すなわちこの法案は、日本の教育をアメリカに担保に入れるものであります。第二は、アメリカと日本との保守勢力が、平和憲法の改正の準備を進めてゐることは隠れもない事実で、世人の常識であります。義務教育諸学校の教職員は、村から町から

離れ島から、津々浦々に勢力があり、信用がある。これら教職員は平和を愛し、憲法を守ろうとする人々が多い。すなわち憲法改正の地ならし工作のために、この両法案は出て來たものである。(その通り)第三、五十余万の日教組が自由党を何ゆえだか好まず、おそらくはその保守性に對してインテリとして同感し得ないからであります。その結果、選挙に際し、教職員は、多くは自由党に投票しない。ちやうど大學生の大部分の選挙権を奪う企てがさきに行われましたが、この両法案は、その活動や思想を抑えようとするものであります。これは自由党の選挙対策から出て來てゐることはきわめて明白であるからであります。第四、この両法案は、世論の反対を受けたことは近來その例を見ないところで、全國の新閣中、自由党の機動的性質のものを除いては、賛成の社説に接しないのであります。朝日、毎日、読売、日本經濟、東京新聞こそつて反対の社説を一度ならず二度ならず数度それ〴〵書いておるであります。私は、この世論に従うべきである、それでこそ民主主義的だと思つておりますが、本案の提案者は、まったくそれを無視してゐる。第五、第六以下反対理由はいろいろございませうが、今日は時間の制限もあり、これを省略して簡単な質問に入ります。

かくのごとき見地に立つてお尋ねをするのであります。第一、この三派共同修正案は、改進黨の最初の修正案から見ますと、その線よりさらに一段と後退してゐることは何人も認めるところであります。思うに、その間に中

曾根君懲罰動議の撤回事件なるものがございまして、このような中曾根懲罰動議の取下げは、自由党の改進黨に對する譲歩であります。表面的には譲歩で、何か自分のものを譲つて改進黨に与えた形であります。しかしこれによつて自由党が実際に得た結果は、すなわち世論は自由党にはマイナスでありました。自由党が中曾根発言を封する意圖をもこの取下げの中に含めていたことを世論が看取したからであらうと思つてあります。改進黨さんが一歩も譲らずとしたあの案を後退させておるのであります。その間にちやうどさういふ事件が入つて、この法案でさういふ改進黨の譲歩を自由党がかちとつたといふことは、その間に取引が行われておつたといふことを良識がみな考へるのであります。私はこれに對して、その譲歩が最初の改進黨案から今度の三木武吉氏作成することの仲裁案の線まで後退した事情と経過を、坂田提案者から聞きたいのであります。これが一点です。あとは理由を述べずに聞きますから……。

○坂田(道)委員 ただいま高津委員からの御質問でございませうが、本修正案は中曾根懲罰問題とは何らの關係がございませう。取引もございませう。

○高津委員 教師が教壇において政治的に中立でなければならぬというところは、教育基本法のすでに命ずるところであり、誤りがあるならば、教育委員会において処置するのであります。ところが、江戸のかたきを長崎で討つといふ、何の關係もない任地以外のところで政治的な活動、違反がなれば警

察が取締ります。その政治的な行為をなすことを禁ずるというような、関係のないのに、相かわらずこの法律案は勤務地以外の政治的行為を全部奪つておるのであります。他府県へ行けばいい、こういう点もあつたのであります。どこでも原案通り、また第一案において禁止しておるのであります。私はこれはひどいことであると思う。ここにこそやはり自由党の選挙対策がはの見過えておるのであります。こういう矛盾ある、苛酷なる態度をもつて教育者を第二級の国民にするという結果をもたらし、自信を持たせないようにするようになっておりますが、私は自由党の諸君、改進黨の諸君及び日本自由党の諸君は役人ではないのだから、涙のある処置がとられるであらうと思つたが、このような結果を見ておる、その理由や立場もありましようから、この質問を機会に一言でもいいからしやべつてごらんない。

○坂田(道)委員 ただいまの御質問でございまして、三派寄り合ひまして折衝いたしました結果、政府原案がよろしいということにおちついて、ただいま修正案通りに決定いたしました次第でございます。

○高津委員 日本の現在進んでおる方向は、私は警察の中央集権化といひ、そうしてこの法律案といひ、そうしていわゆる秘密保護法のようなものが出ておる姿をこうながめて、アメリカでさえマツカシズムといふものは押える傾向がある。保守の陣営からさへ芽ばえて来ておる、こういうような時代に、日本ではちやうど昔政府の決定が三十五度動くとか地方にそれが動くまでには三箇月かかるというのを言われ

たが、本場のアメリカでそのように行き過ぎを是正するような傾向が現われておるのに、日本では新たにインテリ的大集団に向つてこういう反動的な法律をこしらへる、そこに矛盾はないでしょうか。口を開けばアメリカ、アメリカ、アメリカ一辺倒といわれる政党の諸君が、あまりにそれは何から何まで追隨しようというのであれば、向うの自家でももうやめるような傾向が現われておるのにこちらが進むのは、アメリカびいきかもしらぬが、あまりにうのみになりはしないだろうか、そういう点はどういうお考えでしょうか。

○坂田(道)委員 アメリカのことをお教えいただいたのでございまして、われわれは日本の国情から考えまして、現在の偏向教育の弊害からこの法案を、また修正案を決定いたしました次第でございます。

○高津委員 私は紳士ですから、時間が参りました。

○辻委員 野原君。

○野原委員 この出されております特例法の一部改正法案ないしは中立確保法案に關しまして、今回突如として出されて参りましたこの修正案によりますと、当分の間というやうな暫定法に両法ともなつておるわけでありまして、そこで提案者は暫定法に改めたゆゑんのものは、輿論の動向を考慮してこのようにしたのであると述べられたのであります。一体今日の日本の輿論といふものは、この二つの法案に対してどういふやうな輿論であるのか。提案者はどういふ把握のされ方をしておるのか承りたいと思ふ。

○坂田(道)委員 輿論の動向についてはいろ／＼これは受取方によつて違ふと思うのでございまして、従ひまして野原さんのお考えの輿論と、またわれわれどもの考えておる輿論と間違つ場合も起り得るわけでございます。しかしながらこういふやうな教育立法、特に教職員の政治的制限をいたすというやうな立法につきましては、やはり輿論の動向といふものに耳を傾けなければならぬと思ひますし、先ほど申しました通り、やはりこういつた問題は、教育者それ自体の良識と良心、あるいは自主性にまつのが望ましいと思ひましたので、現在行われておるやうな偏向教育といふものがなくなるやうな段階においては、これをやめにするという氣持をうたつたわけでございます。

○野原委員 私は率直に尋ねておるのです。輿論の動向は二つの法案に対して一体賛成する方が多いのか、反対する方が多いのか。もとよりこれは賛成も反対もあるやうでございすけれども、私どもが私どもの常識において輿論と言ふ場合には、これはおのづからはつきりしておるのです。そういう立場でこの法案については一体輿論は賛成が多いか、反対が多いか、率直に御答弁願ひたい。

○坂田(道)委員 現在の状態においてその輿論といふものを判別する方法は、私ないと思ふのでございす。ただもしあるといたしますならば、やはり教育関係者あるいは学者、そういう人たちの意見といふことはきわめて第三者的な輿論を代表するものであると私は考えるのであります。従ひましてたとえば中央教育審議会の動向といふものは、一つの輿論を代表しておるものだと私は考えます。この中央教育審議会の動向は圧倒的に賛成でございまして、何らかの措置をすべきであるという決定をいたしておるのでございまして、輿論はこの法案に賛成であると思ひます。

○野原委員 とんでもない御見解であります。これはまつたく言を左右にすると思ひますか、おそろくここで傍聴されておるすべての人が、ただいまのあなたの答弁に対しては絶対に納得されないものと私は思ふ。あなたは輿論の動向を考慮して暫定法にしたと言ひながら、輿論といふものについては判別する法がないと、つつ込まれると答弁しておる。一体輿論について判別する法がないならば、暫定法にしたのは輿論の動向だといふ場合の輿論とは一体何なのか、この点について明確なる御答弁を要求します。

○坂田(道)委員 私は厳格な意味において輿論の動向がわからないといふことを申ししたのでございす。たとえて申しますならば、ここで解散でもして、そしてわが党が絶対多数をとるならば、これはやはり賛成であるといふ輿論であると思ひます。厳格な意味において、輿論につきましてはあなたの意見と私の意見と異なるものでございす。

○野原委員 厳格な意味で輿論といふものがわからないというならば、あなたが提案の理由に述べられた暫定法にいたしました趣旨は、輿論の動向を考慮してといふことを取消してもらいたい。取消してもらいたい。

○坂田(道)委員 輿論の動向にはいろいろの動向がございまして、賛成もあれば反対もある。そういうやうなことをいろ／＼考慮いたしまして、やはり教育者自体の反省にまつ時代が来て、

ほんとうに偏向教育が行われないうやうな状態が来たならばこういう法律はやめにしたい、こういう考えでございす。

○野原委員 提案者にしてかくのごとであります。政府が提案いたしましたこの二つの法律案と、今回暫定法その他一部の修正を加えて出されて参りました修正案との間には、まつたく提案者の三党側で確信をもつて説明できるものは、これは一体何人おるか私はお尋ねしたいのであります。しかしながら時間もなから次に参ります。今回中立確保の法律の修正におきまして、第三条の第二項が削除になつておるわけでありまして、提案説明を承りますと、第三条第二項を削除いたしました趣旨は、離解でございすから削除しましたと申されたのでございす。間違ひございせんか。

○坂田(道)委員 そうでございす。

○野原委員 少くとも法律を提案したり、あるいは一度出された法案を削除したりする場合に、その法文といふもの、法律といふものが必要であるかいなかという尺度によつて私どもは削除すべきであらうと思ふ。ところが離解であるから削除した、こう申しますけれども、必要であるならばなぜ離解の箇所を平易に改めないのか、まつたくあなたの提案説明といふものは私は納得できないのです。削除といふのは、必要がないから削除したといふならば私はわかるけれども、あなたは一体第三条第二項は必要があると考えておるのかどうか、お尋ねします。

○坂田(道)委員 ただいまの第三条第二項の趣旨を第一項に入れますと、含めまして、そうして一層わかりやすく

いたした次第でございます。

○野原委員　それでは第三条第二項は必要ではない、こういうお考えですか。

○坂田(道)委員 第三條第二項の趣旨を第一項の中に含めることが、なおさう第二項の意味をはつきりさせるという意味において削除いたした次第であります。

○野原委員 大臣にお尋ねいたしますが、大臣は今日まで長い期間この文部委員会において審議するにあつて、

第三條第三項に關して、あなたに相當のウェイトを置いて私どもに説明されて來ておる。今回これが削除になつたのでございますが、一体これが削除になりましたことによつて、あなたのねらつておる教育中立確保のこの目標といふもの、ねらいといふものは、これにはおよそはずされた面が相當あるので、はないかと考えますが、御見解を承りたい。

○大達國務大臣 第三條の二項はたまたま坂田委員から御説明がありましたように、これは削られつばなしになつたわけではありません。そのかわりに一項の方が書き直されておるのであります。私はこれでもさしつかへはない、かように考えております。

ように、第三条二項はもういらぬ。

「ための教育」という「ための」ということがあれば十分だというような、とんでもない御答弁をなされておるので

あります。そこで大臣にもう一度お聞きたいしますが、このような、私に言わせると、あなたの考えている基本的なねらいが多分にはずされておる今の日、あなたは中立確保の法案で、私どもにも提案説明したその趣旨を貫くことができるかと考えているのか、もう一度御説明が願いたい。

○大達國務大臣 このたび修正提案になりました「ための」という字が入つておる書き方、これは教育基本法第八條の二項と大体同じ書き方であります。前々から申し上げるように、基本法は八條の二項の趣旨、その精神を堅持するため法律であります、それと主體同じ書き方あります。従つてあつたのたのたいま仰せられたことは、これは何かあなたの考え違ひだと思ひます。

す。

○野原委員 もう一点で終ります。今日の日本の教師には片寄つた教育を乞つてゐる具体的な事例があるといふので、偏向教育の事例を出しました。これは本会議、委員会において相当開陳をはらんで参つたことでありますが、

偏同教育の事例について、今日まで上臣のところへ、あの事例は間違ひでございませう。どうかひとつ御訂正を願いたい、あるいはあの事例については私も納得できないというような陳述

ないし抗議がどれほど参つておるか、お尋ねいたします。

○大達國務大臣　大して抗議は参つておりません。一、二箇所から――私、覚えているところでは、二箇所ばかり

からそういう抗議といいますか、そんな

「いう事実はありませんという親明が、おつております。私どもは親明は親明として聞いております。しかしそれだけ」

でもつて、その事実無根なりと確認することはできないのであります。

○野原委員 間違ひがあれば、あななは取消すということをおの委員会でも言明したのでございますが、こういふものは、取消されるのならば、早く知置すべきでございます。文部大臣とあろうものが、実は大きな混乱を与

ておる。教育界だけではないのです。一体その後あれが出されて、私どもも委員会では問題にしましてから、間違であるかないかという調査を具体的にどういうようにやつておられるのか、

○大達國務大臣 あのとぎ申し上げ
のは、間違ひであることを私どもと
て確認した場合には、取消すにやぶ
かではない、かように申し上げたの

あります。あつちこつちから、それ間違ひである、こう言つて来ればそれを取消すとは言つておりません。

○野原委員 一体調べたかどうかとうことです。それを母れておるのです。

○大達國務大臣 これは私どもとし

間違ひであるかもしれぬと思うこと
ついでには取調べをしたいと思つてお
ます。しかしその取調べは困難であ
ります。間違ひであるかもしれぬと思
は、取調べるつもりであります。た

いまは聞えないであるかもしれぬとは
つておりません。

○野原委員 あなたはまだ取調べも
していないというわけですか。まだ聞
いであるかどうかについては、その

実の有無を調べていないということだ

○大達國務大臣　ただいま申し上げたように、間違ひであるかもしれぬと思

え、調べる。これをあなたがそう
つしやつたからといって、これを今
部調べるということはできません。
それを調べるということは、どうい
法でやりますか。ただ一ぺん聞いて
教育委員会とか、校長がこれは間違
でありますと言つたからといって、
それで取調を完了するわけには行か

い。
○野原委員 どういう方法でやるか
いうことを私にお尋ねになつて
いるが、あなたが偏向教育の事例を
められたその方法はどういう方法で

○大達国務大臣 これはこの間しばしば申し上げた通りであります。その点については申し上げられませんが、お尋ねします。

○野原委員 私はこのことについて
まったく納得できない。しかしなが
時間もございませんで、他日の文
委員会その他の機会に徹底的に追究
たします。

○辻委員長 小林君。

○小林(准)委員 時間がありません

で、坂田議員に御質問いたします。度の改正案の中で臨時措置法という項を加えて、「当分の間、その効力有する」というふうに改められたのありまするが、一体この「当分の間、

力を有する」という言葉を加えたの
加えない場合と実質上にどれだけの
違があるのか承りたいと思うのであ
ります。

○坂田(道)委員　ちよつと御質問の

止せられるのか、国会の廃止の手続、協賛を経ないでも自動的に廃止されるのかどうか承つておきたい。

○坂田(道)委員 その点は、賢明なる小林君が御承知だろうと思ひます。

○小林(進)委員 私は聞いておるのであります。もし国会の協賛を経て廃止をしなければならぬというならば、ほかの一般の法律と同じじゃないか。何も「当分の間、効力を有する」という、何というか、お体裁の言葉をつける必要はない。一体どこに一般の法律の廃止と違ふ効果があるかということ承りたい。

○坂田(道)委員 「当分の間」というものを「つけ加へる法律」と、それからつける法律と、そこが違ふわけだと思ひます。

○小林(進)委員 私はどう違ふかという事を質問している。「当分」をつけたいのと、つけ加へたいのと、どう違ふのかという質問にお答え願ひたい。

○坂田(道)委員 ただいまお答えした通りでございします。

○小林(進)委員 こういうような不謹慎な答弁は答弁にならぬ。委員長においてひとつ御注意願ひたい。委員長、もし坂田君が提案者でありながら、能力不足にして私にはあなたの質問にお答えできませんと彼がおおびをするならば、私はそのうしろにいる刑事局長なり他の専門家に質問をするけれども、彼がみづから反省せずして、こういふ思ひ上つたでたためな答弁をするならば、委員長において注意して一回……(発言する者多し)答弁者をかえるなり何らかの措置をして……。

○辻委員長 坂田君、徹底せぬようでは「発言する者多し」

すから、もう一度答弁を願ひます。

○坂田(道)委員 今度の臨時措置法は暫定立法であるということを上げたいのであります。

○小林(進)委員 それでは私は刑事局長に、「当分の間、効力を有する」というこの法律と一般法律と、これを廃止する場合にどういう差があるのか、ひとつ承りたいと思ひます。

○井本政府委員 法律の趣旨が暫定的であるという点が、一般の法律と違ふのであります。廃止の手続は一般の法律と同じだと私は考えます。

○小林(進)委員 廃止の場合に手続が同じならば、「当分の間、効力を有する」という文章の實質上の効果は何もないと思ひます。お体裁なる、飾り言葉にすぎないと思ひますが、この点いかがなものでございましょうか、ひとつ刑事局長に承りたいと思ひます。

○井本政府委員 法律が永久法律であるか、暫定的な法律であるかという点において、確かに違いがあると私は考えます。

○小林(進)委員 単なる私は言葉の上の相違であつて、實質上の違いはないじやないかと判断するが、それが暫定でどれが一体永久であるか。私は實質上の差異を、言葉の上でない實質の上において、差異をお聞きしたいと思ひます。

○井本政府委員 法律の性質が暫定的であるか永久であるかということの趣旨が違ふという点において、私は違ふのだと思つておる次第であります。

○小林(進)委員 それは私はちつとも答弁になつていないと思ひます。法律の効力がある場合はやはり同じ法律なんだ。廃止の場合には一般法律と同じ廃

止の手続をとらなければならぬというなら、言葉の上だけの違いであつて、實質上少しも差異がないと思ひます。言葉のあやであつて、いやくもこんなごまかしでもつてこの法案を通すという政府の、このいわゆる三党修正案のためを、われわれは決して納得できないし、今までの刑事局長の答弁も非常に残念であります。

私は了承できないけれども、これは留保いたしました。次に進みます。第二の問題として、先ほど言われたのですが、第三條の第二項の解釈がむづかしいから、これを廃止して、第一項の中に含め、こういうことを提案者が言われたが、矛盾もはなはだしい。第二項は解釈がむづかしいからこれを廃止して第一項に含めた、こんな矛盾された言葉がありますか、むづかしいからこつちへ持つて来た、こういうばかな説明をされておる。それは野原君が追突しましたから、私はこの点はまず省略するといつたしまして、一体「反対させるための教育」と「反対させるための教育」とどう違ふのか。具体的事例をひとつあげて提案者から御説明を願ひたいと思ひます。

○坂田(道)委員 ちよつと今の質問が……(発言する者多し)、反対するといふのでしよう。(発言する者多し)いや、ちよつと……、やります。反対するといふ……。

○辻委員長 答弁いたします。

○坂田(道)委員 今私が聞き違へましたのは、今小林さんがおつしやつたのは、「反対するための教育」と「反対するための教育」と聞き違へたもので

すから……、そうではないだろうと思ひます。

○小林(進)委員 この第三條第一項中、「反対させる教育」と「反対させるための教育」に改めたのでありますから、「反対させる教育」と「反対させるための教育」との違ひを、具体的な事例をあげて御説明を願ひたい、こういうのです。

○坂田(道)委員 今ようやくわかりました。(笑)「反対させる教育」というのは、たとえば明らかに社会党であるとか共産党であるとかあるいは自由党であるとか、そういう特定の政党をあげて、その教育をやるといふのを反対させる教育……それから「ための教育」は、それだけではない、もう少し広まるのでございします。

「具体的に言え」と呼び、その他

○辻委員長 御静謐に願ひます。

○辻委員長 御静謐に願ひます。

○辻委員長 ちよつと速記をやめて……。

○辻委員長 速記を始めて……。

○小林(進)委員 委員長に申し上げますが、私は御承知の通り時間を制限せられておるのであります。従つて私は時間の範囲内に質問を繰返して来たのであります。答弁者の不勉強、無能力、無知、低能等々、私の質問に対する的確な答弁を得られなかつたために、私の時間が往々経過したしたのであります。これを約束の持ち時間に加えられるならば、われわれの約束の審議権をまつたく無視せられることになりすから、今までの私の持時間と

いうものは御破算にしておつて、あらためてこれから私の質問の時間をいただきますと思ひます。

○辻委員長 十分考慮いたします。

○小林(進)委員 では委員長の下承を得ましたから、あらためて質問を繰返しますが、ただいまお伺ひいたしました、すなわち今度の三党修正案の重大ポイントになつております「反対させる教育」と「反対させるための教育」に改めた、この「反対させる教育」と「反対させるための教育」との相違を的確な事例を示して、具体的に御説明を願ひたいというのであります。

○坂田(道)委員 ただいま申しました通り、反対させるに役立つ教育、こういうふうな御了解いただきたいと思ひます。(違ひを言え)と呼ぶ者あり)直接反対させる教育と、それから間接的に反対させるに役立つ教育、この相違があるわけでありす。

○小林(進)委員 これは私は具体的な事例をあげて御説明を願ひたいということも要求しておるわけでありす。しかも「反対させる教育」と「反対させるための教育」というのは法律用語であります。法律用語ならば、私のうしろに法律家がいるのですが、今の坂田君の説明が、これでこの法案の基礎的な解釈になるというならば、国会の恥をさらすことになる。(「一年生だ。」と呼ぶ者あり) あんな解釈は通俗の小学校の先生よりも悪い、一年生に教えるような解釈だ。そんなことでは法律解釈の説明にはならぬ。いまだ少し法律的な的確な解釈を下されると同時に、それを具体的な事例を示して具体的に御説明を願ひます。

○坂田(道)委員 原案におきます第二

項におきまして、一つの反対させる教育を行いまして、そうして生徒児童が将来政治的な投票権の行使ができるようになった場合に、一特定の政党を支持するように至るようになる場合の教育、そういうものも含むわけであります。

○小林(進)委員 委員長もお聞きの通り、こんなのがこの重大な修正案の説明になると思つたら、これはもう日本の国会はいらないと思うのです。残念しごくです。しかも「反対させる教育」も「反対させるための教育」も、この主体は教師であります。教師が児童に対してかく／＼の場合が「反対させる教育」の事例であり、教師がかく／＼の行為に出たものが「反対させるための教育」であるといふ具体的示して、そうしてなおかつ法律的な解釈を与えてくだされば、われ／＼はこれを了承することはできるのであります。いま一度御説明を願ひたいのであります。

○坂田(進)委員 「反対させる教育」とは、たとえば政党の名前をあげていう場合でございます。それから「反対させるための教育」という場合は、名前を出さなくても、それが結局潜在意識となりまして、そうしてそこまで持つて行く教育、そういう場合でございます。〔何だそれは〕委員外は黙つておれ／＼するさい」と呼び、その他発言する者あり。

○辻委員長 委員外の方は御発言をお差控へ願ひます。

○小林(進)委員 私は余分な細部の解釈は法律の専門家にお願ひするといたしまして、今提案者の坂田君が言つた政党の名前を出した場合が「反対させる教育」に当てはまり、政党の名前を用さ

ない場合は「反対させるための教育」であるというこの解釈が正しいか正しくないかという、この一点だけを私は刑事部長にお伺ひしたいと思う。余分なことは言わぬでよろしい。その解釈が正しいか正しくないか。イエスカノーだけでよろしい。イエスカノーだけで

○井本政府委員 「支持する」と「支持するための」という場合は、「ための」が広いだけ明らかなであります。もう一度読みませんけれども、簡単にイエスカノーか言えるようにお願いしま

○小林(進)委員 今お聞きの通り刑事部長みずから今の解釈が正しいか正しくないか返答ができないといううやうなでたらめな解釈をしている、提案者が。そういうでたらめな解釈でこの重大な修正案を一体われ／＼が審議したことになりますか。これはいま一回私は繰返す。政党の名前を出した場合が「反対させる教育」の事例である、政党の名前を出さない場合は「反対させるための教育」の事例である、こういうだたれめな解釈が一体国会における法律審議の答弁になるとお考えになるかどうか。これを私はお伺ひしている。こういう答弁でわれ／＼がこの重要な法案をこの委員会を通したということになれば、これは委員の恥となる。いま一回御質問申上げます。「反対させる教育」という場合と「反対させるための教育」という場合とを区別して、法律的な解釈を承りたいのであります。何回でも私は繰返す。どうか承りたい。

○辻委員長 吉田君からお答えいたします。

○吉田(安)委員 こういう場合ですから、私から答弁申上げることにも不満足にはならないかと思ひますが、一応私が信じている点を御参考にお申し上げます。

元来第三条では第一項にありますが通りに「特定の政党等」を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動」というあるので、それでこれではたとえ山口日記のようなものも取締りません。なぜ取締れないかといへば、「前項の特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育には、良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要限度をこえて、特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足り

〔何を言つてゐるか〕と呼びその他発言する者あり。まあお待ちなさい。こういうことを書いてあつては、山口日記を取締らうとしてもなかつた。これはだれが見ても困難であります。だからこれはもう少し簡単に言うにどうすればよろしいか。それには前項に立ちもどつて「特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させるための教育」というように入れますと――山口日記にこういうことがあるでしよう。今度日本はアメリカによつて至るところにたくさんの軍事基地ができてしまつた。

〔その通り〕とどこが違ふか。いままで聞け」と呼びその他発言する者多し。

○辻委員長 御静粛に願ひます。

○吉田(安)委員 あるいはまた魚がとれなくなつてしまつた。これは一体だれのおかげか。こういうことを書いて、それから先は書いておけません。

いいですか。だからこの三条の第一項はなかつた。そこは問題になれない。いいですか。それだから〔発言するものあり〕お待ちなさい。児童が、生徒が今のようなことを書いてあるのを讀んで、先生がどうしろとは言わぬが、その文言を見て、これではどうかな、これではいかぬぞ、こう思ひつきますと、勢いそれに反対するということになるのです。その反対するため、させるためというところを、この二項ではつきりしないから、第一項で明らかに書いて、山口日記でも「冬の友」日記でも、これを明らかにして取締らうというのであります。これがわかりにならぬといふことならば、それは私は論外である、と思ひます。

○小林(進)委員 今の山口日記の例を引かれて、この山口日記が「させる教育」の「させる」という言葉では取締れないが、「させるための」の「ための」を入れると、山口日記のような文章を教えることも取締れる、というこの法律的根拠を私は第一に承りたい。突にこれはでたらめだ。

それから第二番目に、第二番目に行つて、山口日記のどこが一体悪いのか。これはわれ／＼は……〔質問ではな

い〕と呼ぶ者あり。だまれ熊、委員長、私は提案者に言つてゐるんだ。あの番外の権能君がうるさくてしようがない。

○辻委員長 お互いに静粛にいたしまし

○小林(進)委員 提案者、提案者がい

山口日記の今の説明の仕方はでたらめだ。一つは「再軍備と戸じまり」という条項を前段の半分に持つて来て、あとの方は今度「死んだ海」という海の方の文章の半分を持つて来て、そうしてこういう七百有餘箇所の軍事基地ができて魚がとれなくなつたという、あつちこつちぎ足したような、そういうあなたの言うような文章は山口日記にございませぬ。明らかに偽造です。委員長いいですか。だから「再軍備と戸じまり」なら「再軍備と戸じまり」という条項をひとつ正確に例として讀み上げ、「死んだ海」なら「死んだ海」の条項を、正確に讀み上げて、そしてこの条項のこつちとこつちがこれならば「ための」にすれば取締れる、といううやうな正確な答弁をしてもらわなければならぬ。われ／＼は今法律の解釈をやつてゐる。政治論ではない。政治論争ならばあなたのそういう論法もよろしいけれども、私は一言一句も誤りのない記録として、これを一つの例として残さなければならぬ重大な解釈をやつてゐる。今の解釈の仕方は一体何だ。『反対させるための教育』といううやうな、山口日記のどの部分を取締ることができるとか、具体的な説明をひとつ承りたいと思ひます。

○吉田(安)委員 私の答弁は、例を示して言えとおつしやつたから、その例の二、三を申し上げたのです。それでそれから死んだ海の話は簡単に申し上げたのです。これは詳しく申し上げるまでもなく、賢明なる小林君は十分御承知のことだと私は考えておるのであります。それでも不十分だとおつしや

るならば、静かに山口日記のそうした

るならば、静かに山口日記のそうした

ところをお読みくだされば、第三条の「ための」という文句が使われた理由が十分おわかりになることだと存じます。

○辻委員長 小林君、先ほど空費いたしました時間も十分考慮いたしましたし、あなたの持時間は大体これで終りましたので、どうぞひとつ御了承願います。

(発言する者、離席する者多く、議場騒然)

○辻委員長 それではもう一問でお願いします。委員外の方、御発言をお差控え願います。

○小林(進)委員 「反対させるための教育」の事例と言われるならば、山口日記というのも一文章じやない。山口の小学生日記と中学生日記があつて、その中に例題が幾つもあげられているんだから、その中のこの事例がいかにぬ、この事例を取締る場合に必要だというふうな的確な解釈でなくて、そんなでたらめなことで答弁になると思ふのは間違いだ。今委員長がこう言つた。吉田君は頭が悪いんだから、これ以上苦しめないでくれという委員長のたつてのお願いだから、私はこれで了承するが……。

○辻委員長 小林君、今の言葉は何でございませう。私が吉田君は頭が悪いと言つたのと申されましたが、私はさうなことは断じて申しません。

○小林(進)委員 言わなければ取消します。おれはそういう意味に解釈しました。しかし君が法律上の的確な答弁をしてくれるというのなら言つてみる。一体「反対させるための教育」とは何だ。しからばその事例と法律解釈をい

ま少し私は示してもらいたい。

○吉田安委員 特定の政党等を支持させまたはこれに反対させる教育ということは、教育者自身がいきなり反対させる教育それ自体をやるのだ。そういうことを扇動すると罰しますよ。そうすると一方は、そう露骨じやなくて、今のようないろ／＼な例を持つて来て、教えられた人がそれを誦んで、その結果、ああこれはいかぬなというように反対させるようになるための教育をすることです。

○辻委員長 小林君、いかがでございませう。この辺で次の質問者にお譲りくださいませんか。(発言する者多し)——では小林君、もう一問でおとめください。

○小林(進)委員 委員長に与えられた時間はこれ一問でありますから、息を抜くと終りになる。だから申し上げますが、よく聞いてもらいたい。しからばこの法律によつた場合に、当然今の文部省の教科書の検定制度を改めて、今度はまた昔の教科書のように固定に持つて行かなければならぬのではなにか。ということは、今の検定教科書の中でおれは例を述べた。たとえて言へば、あなた方の検定せられた教科書の中に、中教出版社の明るい社会というのがある。これは六年生の下だ。この中に、「たとい自分の国を守るための軍備だといつても、軍備を持てば戦争をしかけるために使われないとは限らないから、どんな理由でも、いつさい軍備を持たない約束だ。」こういうことが、あなたたち文部省の認定した検定教科書の中に入つてゐる。しからば

第一類第七号 文部委員会議録第二十三号 昭和二十九年三月二十五日

児童に対して、なぜ軍備を持たないか、持てばどうして戦争になるかという具体的な事例を科学的に説明する場合には、今この再軍備を進めている自由党や改進黨の政策にも、どうしても反対である、こういう教育の説明を加えて行かなければならない。そうした場合には、一体これが偏向教育になるからないか。

いま一つ私は申し上げる。まだあの検定教科書の小学校の学習指導要領、社会科編の昭和二十六年度の單元ページの「わたくしたちの意見と政治」の中に「わたくしたちの意見と政治」としては、どんな人を選挙すればよいのか。こういうような問題があるときに、教師はどんな人を選挙すればよいのかという検定教科書に基いては、当然これの説明として各政党の主義、政策までも一応児童に検討する余地を与えなければならぬ。政策に余地を与えなければならぬ。児童も餌れて入らなければならぬ。児童に對しては、その政策の批判を教師は行わなければならぬが、一体そういう場合に、これが偏向教育になるか否か。という重大なる問題がある。

なお私は、この具体的な例をあげればきりがなく、いまだ一つの例としては、これも教育出版の小学社会という六年生の上だ。この中には税金の話が書いてある。「税金を納めるのは、国民として当然のつとめです。しかし、税金が正しく使われているかどうかには、注意をはらわなければなりません。不正なことをした公務員に對しては、ふんがいするものが当然なのです。」検定教科書の百三十ページに、

こういう教程が入つてゐる。しからばこの公務員が税金をむだに使つた、不正に使つたのに憤慨しなければならぬ事例として、あるいは現在の造船汚職事件、あるいは現在の保全経済会の問題、一自由党の法務大臣が、自明の關係した造船汚職の元凶が明日、明後日ひつぱられて行くというその前の日に、待合の中を歩いて、まんじゅうを買に行つて、冷たいものを飲んだなどという、こういう事例を出す、

その政党の所屬と不正なる税金の使い方教育すること、これがまた偏向教育の事例になるかならないか。もしそれがいけないう税金に對する教科書自体を改正して行かなければならぬ。再軍備自体に對する教科書をも改訂して行かなければならぬ。このことである。検定教科書全部を改正して、昔のようないくつかの教科書、内務官係の統制した大連さんが一番大々的な見ざる、聞かざる、言わざるの、まつたくの画一な教科書でなければ、学校の教師はこの教程に盛るような材料がなくなつてしまふが、こういう今私がかけた三つの事例を、一体どう解釈するか。

まだ私は言う。中教出版社の「あかるい社会」という題目のもの、これは五年生の下にある。これは「日本はアジアの工業園といわれたい。たしかにひろいアジアでいちばん工業が進んでいるのは日本だ、わたくしたちはこの特色をこれから生かしていくべきだ。世界の土地の三分の一を占めてゐるアジア、そこにはさまざまな資源がゆたかである。そうして世界の人口の半分あまりおよそ十二億の人々がす

んでゐる。このアジアの国々は、たいしては農業の国だ。安くていい工業品をほしがつてゐる。とくに東南アジアの国々は、日本の工業のいいおとくさきである。もめん製品、人造せんい、なべ、かまのようなかんなもの類、せとものなど……」

○辻委員長 小林君、御発言中でありませうが、どうかひとつ簡明にお願いしたいと存じます。

○小林(進)委員 「農機具、自動車、ミシン、おもちゃなどたくさん輸出している、しかしアジアの国々にもしだいに工業がおこつてきた。インドや中国のように、はげしいいきおいで工業がさかんになりつつある国もある。」このようにしてアジアの工業をこの教科書は論じているが、これを説明する場合に、教師は、当然アジア諸国との貿易關係の指導について、中共との關係に言及をしなければ、この教科書の説明はできない。このときに、中共の説明に触れたら一体どうなるんだ、偏向教育であり、民の教育と言われるか言われなにか、具体的なさういふ例も示してもらわなければならぬのであります。私は委員長が注意したから省略をいたしますが、以上四案に對して、これが民の教育か、偏向教育か、一つ一つ私は御説明を願ひたいのと、なお最後に一問として。

○辻委員長 時間はどうも過ぎております。

○小林(進)委員 文部大臣は、今日の日教組は以上以上の教師がいわゆる自主性を失つてゐる。指導者の通りに動いてゐるというのを言われた。私はこれは非常に氣になつてゐる。もし七割以上の教師が自主性がなくとすれ

ば、われ／＼の子弟われ／＼の児童は――児童の七割以上の者は自主性のない教育を受けたことになる。いいですか、終戦後の日本の児童や子供たちは今日まで大半自主性のない教育を受けたというこの判断が一体正しいか正しくないか。そういうばかげた批判力と判断力と行動力をもつて、今生き／＼として育て上げられているこの敗戦後の児童が、自主性がないなどというような見解に対して一体提案者はどう考えておるか。以上の問題に対してひとつ御答弁を願いたいと思うのであります。

○坂田(道)委員 各党の政策について御説明されるのは一向さしつかえありませんが、しかしその政策を実行しなければならぬ、これではいけないのだというふうに教え込むことは、これは偏向とわれ／＼は考えております。また世界の事情について教師が説明することは何らさしつかえありませんが、しかしやはり中共なら中共、またソビエトならソビエトだけがよろしいのであるというような話から、それではやはり共産党でなければならぬというように教え込むといったしますならば、それに抵触すると私は思います。

○吉田(安)委員 私は小林君の質問に對して、たゞ／＼実例を示せということとでありましたから、山口日記の一節を申し上げたのでありまして、山口日記に記載してあることすべてがどうと云うのではありません。その点は私の言葉が足らなかつたから御了承を願ひます。その点をよくお考えくださいますと、今おつしやつたようなほんとうにいいところもあります。であります。

するから、あれが全部がいけないとい
 うのではないのであります。私が例を
 あげたようなことを御承知を願いたい、
 こう思うのであります。

「委員長々々々」と呼びその他発
言する者あり」

○辻委員長　まだ答弁が残っておりますか。

○大達國務大臣　ただいまの御質問は、文部省の検定基準に関する事、並びに私が過日申し上げたことについてのお尋ねでありますから、提案者というよりは、私からお答えを申し上げます。方がよろしい、かように存じます。

文部省の検定基準を引いてのお尋ねであります。文部省の検定基準には、片寄った立場をとつてはならぬ、こういうことを条件として規定してあるの

であります。そこで偏向教育はどんな材料でもやろうと思えばできます。たとえば、文部省の検定基準の中に、どんな人を選抜したらいいか、こういう

ことが書いてあつた場合には、先生は良識に訴へて、眞にわれ／＼を代表するようなりつばな人を選挙すべきだと言へばよろしい。それをそう聞かれた場合、去来意の人と選挙人は少しづつ

身合に共産党の人を選挙したけれども、
ならぬとか、社会党の左派を選挙しな
ければならぬとか、さようなことを言
う先生は、これは良識のない先生であ

らえた検定基準を、引用して偏向教育をする事例であります。それから税金のことであります。

そこで押頂つるの物語が並りまし
た。これは速記録をごらんになればわ
かる。私が丹頂つると言つたのじやな
い。世間でみなをう言つてゐるとい
ふことを言つた。世間でそう言われるこ

とは、日教組が、つまり一部の赤の手
に引きずりまわされているということ
を言つておるのであつて、それは大部
分の先生に自主性が無いということ
を世間が言つておるので、これは大部
分の先生方が反省すべきである。この
ことに対して反省すべきであると言つた
ので、私が自主性のない人々である、
こう言つたのじやありませんから、そ
れは連記録をよく調べていただきたい
と思ひます。

○辻委員長　辻原弘市君。
「赤に引きずられるとは何だ」「税金に対する答弁はないじやない

か」と呼び、その他発言する者多し」

○大達國務大臣 検定基準には、税金で……。

【発言する者多し】

○辻委員長　今答弁いたしておりま
す。御静粛に願います。

○大達国務大臣　税金としてとつた金

で不当なことをしてはならぬ、こうい
うことを書いてあります。これはあた
りまえのことであります。あたりまえ
のことでありますから、従つて殺人に

汚職があつたり、悪いことがあつてはならぬ、そういうことを教えるのはさしつかえない。しかしながら、これが

うのは偏尚教育であることは明瞭であります。

委員「坂田君、君に聞いておるのだ」と呼び、その他幾言する者多し」小林君に対する答弁は一応済みました。辻原君。――辻原君。

○坂田(道)委員 不当な……。
〔発言する者、離席する者多く、議場騒然〕

○辻委員長 坂田君、答弁はないでし

よう。――答弁はございません。辻原弘市君。(発言する者多し)御静粛に願

います。答弁は終わりました。――答弁
ないそうであります。(小林(進)委員

「坂田君が答弁すると言つて立つたじやないか」と呼び、その他発言する者（多し）あらためて聞きましたが、答弁しないそうであります。辻原弘市君。今のために申し上げます。あなたの方のお約束の時間は五分しか残つておりませぬ。

「辻原委員「それは違ふ」と呼び、その
他発言する者多く、議場騒然」御静謐
に願います。

○辻委員長　まず第一に、大臣にお伺いをいたしますが、この修正案に……。

〔発言する者多く、議場騒然〕

○辻委員長　御静粛に願います。

○辻原委員 修正案に……。

〔発言する者多し〕

○辻委員長 質問が始まつております。御静粛に願います。

○辻原委員　ただいまの修正案について、先ほどの大臣の答弁によりますと、この修正案による第三条の第二項の訓示は、これは確小に私は思いますが、

聞いたのでありますが、原案と何らか
 わりないという答弁があつたと思うの
 であります。あらためてお聞きいたし

○大達國務大臣 修正案に書いてある
 第二項を削除したことによつて、原案
 といかなる相違が生れたか、この点に
 ついて具体的に承りたい。

「ための」という字は……。

「辻原委員」「委員長、聞えませんか」と呼びその他発言する者あり」

○辻委員長 大声に願います。場内も

○大達國務大臣 修正案に「ための」と
お静かに願います。

いう字が人つております。先ほどから
これがわからないということでありま

したが、これは基本法第八条の二項にある書き方と大体同じであります。従つてこれをもとわからぬと言ふならば、驚いたことには、基本法の八条の二項がまだおわかりになつておらぬ、

「何を言うか」失礼なことを言うな」と呼び、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然」

○辻委員長　御静養に願います。――御着席をお願いします。――善処いたしますから御着席ください。――善処いたしますから御

【兼言する者、離席する者多く、着席したさい。――着席してください。――着席いたしますから御着席ください。】

議場騒然)
○辻委員長 善処いたしますからとにかく着席してください。——とにかく着席だけしてください。——委員長の

言うことを聞いてください。――委員
長が善処すると言っておるじやありませんか。静かにしてください。

議場騒然)
○辻委員長 山田君、善処いたしますから静まつてください。議事を進めたいと思いますから御静席を願います。

大臣なり提案者の吉田委員から承りたいと思ひます。

○大達國務大臣 山口日記は御存じの通り、特定の政党の各前をあげて記述してはありせん。従つて私は山口県日記をただのまゝ教材とした場合に、それに共産党とか何とかいうことを付加しない限りは、第一項には該当しない、第二項に該当するものと考えておるものでありますが、今度「ための」という字句が入れば、山口県日記というものは今度修正された第一項に包含されるもの、これに該当するものと考えております。

○辻原委員 やや具体的にお尋ねをいたしますが第一項と第二項との相違点は、私は従来の御説明によつて次のように了解をいたしております。と申し上げますのは、第一項において明らかにこれを一つの犯罪要件と見るならば、その犯罪を構成するものについては、まず第一に「政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて」ということがうたわれており、次に教員を主たる構成員とする団体もしくは運動を通じてということが第二の構成要件となつております。しかる後にこれらの犯罪構成要件の上に、特定の政党等々を支持せしめたり反対せしめたりする言葉がそれについているのであります。ところが翻つて第二項を見ますと、第二項においてはそれらの範圍——一番末尾のいわゆる犯罪構成要件のうちの第三の「特定の政党を支持せしめ、又はこれに反対せしめる教育」というその教育の内容を規定している。この内容の規定のために、それが正常な意味の良識ある公民に必要な基本法に示す政治教育であつても、結果として反対さ

せ、賛成させるに至れば、これは取締る……。

○辻委員 辻原君に申し上げます。お約束の時間が……。

○辻委員 辻原君、発言中ですが、お約束の時間をはるかに越えておりますから、どうかその一問でおとめ願ひます。

○辻原委員 従つて、第二項に言う場合は、これは明らかに第一項と異なる。政治的勢力の伸長もしくは減退に資する目的をもつてといういわゆる政治目的の構成要件が……。

○辻委員 辻原君、御注意申し上げますが、おやめにしなければ発言を中止いたします。

○辻委員 辻原君、御注意申し上げますが、おやめにしなければ発言を中止いたします。

○辻委員 中止をいたします予告であります。まだ中止ではありません。中止をいたしますという予告をいたしましたのだから、早くおやりください。

○辻原委員 その構成要件が第二項においては明らかにならないのであります。従つて私はこの第二項に言つての意味と第一項に言つての意味とは、これは全然問題とは異なる、かように解釈をせざるを得ないのであります。が、先ほどの大達大臣の答弁によれば、これはあつてもなかつても同じなんだということは、いささか了解したいと思ひますので、その点についてひとつ懇切な文部大臣の答弁を承りたい。

○大達國務大臣 第一項においてはこの犯罪の実体を規定しております。それには一定の目的、一定の方法、そし

て教唆扇動——一定の内容を持つて教育をすべきことを教唆扇動する、こういうことが犯罪の成立する要件であります。その場合に、一定の内容を持つて教育、これを第一項において特定の政党を支持せしめ、または反対させる教育、とこういうことを言つてある。このうちには第二項にいうような「至らしめるに足る教育」もこれを含んでゐるのだというのを第二項には書いてある。従つて第二項の規定を讀む場合にはあと先がつくのであります。つまり第一項に書いてある犯罪要件のうちの一一定の教育内容といううちには、第二項のような教育を含むものである、こういうことが書いてあるのであつて、第二項と合せて初めてそこに全体の犯罪の構成要件が明瞭になるのであります。

○辻委員 小林信一君。
〔発言する者多し〕

○辻委員 委員外の発言を禁じます。——委員外の発言をお控えください。

○辻委員 委員外の発言を禁じます。——委員外の発言をお控えください。

○辻委員 委員外の発言を禁じます。——委員外の発言をお控えください。

○辻委員 委員外の発言を禁じます。——委員外の発言をお控えください。

○小林(信)委員 先ほど来「ための」の問題について非常に論議があつたのでございまして、文部省側の答弁も、それからこの修正案を提案した人たちの答弁も、われ／＼にはよく納得できないのでございまして、その中でも先ほど小林進君が事例をあげて説明をされたときの文部大臣の答弁は、今後のこの運営にあたつて非常に疑惑を持つ点が多々あるものでございまして、その

点まずお伺ひいたしますが、どんな事象でも取扱ひ方によつては悪用できる、こう大臣がおつしやつた。従つてどんなことでも縛ることができるよう法律はできておらなければいけないというふうな印象を受けたのでございまして、大臣はそういうふうにお考えになつて御答弁をなさつたのですか。

○大達國務大臣 これは偏向した教育内容を一定の条件のもとに教唆扇動する場合であります。でありますから、偏向教育ということがその中心であります。これはもちろんこの法律の対象とするところではございせん。

○小林(信)委員 今大臣は重大な失言をいたしました。本委員会におきましてもそういう問題が今までもあつたのでございまして、今晩はそこで陳謝をされました。しかしその陳謝も、大臣の言葉を聞きますと、私は委員を侮辱したつもりはないのだ、あるいは他を云々言つたことではないのだけれども、そういうふうには誤解されるならばやむを得ないというやうなことをおつしやつたのですが、その大臣の心境というものは、今後五十万の教職員の心境になるわけなんです。自分がそういうつもりではなくても、この法律を運用する場合に、それらしい形跡があると思へば、今のうちに取締ることができることになるわけで、こういう法律をつくることは、私は非常に危険であると思ひます。ことにこの「ための」という簡単な三つの文字によつてあらゆることに適用できるというのは危険だと思ひますが、提案者の方はそういう危険については何か考慮されておるかど

うか、お伺ひいたします。

○坂田(道)委員 「ための」を入れまして、もうそういう危険はないものと私たちは考えております。

○小林(信)委員 すなはちで文部大臣はつきり言われたのです。いかなる言葉を入れても取扱ひ方によつては悪用できる、つまり偏向教育ができるのだ、従つてそういうものに万全の措置を講ずるのだというのです。従つてこの「ための」という言葉を使つただけでもつてどんな場合にも適用できる、もしこれが悪用された場合は、教育者はその教育することに誠意を持つたり熱意を持つたりすることはできない——何かそこにあなたが提案する方からいへば、こういう点で心配はございせんということがあるかどうか、お伺ひしたい。

○坂田(道)委員 地方教育委員会の要請を待つて初めて論ずることになつておりますので、その御懸念はないと私たちは確信をいたしております。

○辻委員 小林君にお願い申し上げますが、先刻の理事会におきまして、今晩中に討論、採決を終るというようにかたいお約束をいたしてあります。〔発言する者多し〕まだあなただけの時間はございまして、なるべくひとつ簡明にお願いを申し上げたいと存じます。〔発言する者多し〕御了承の上、簡単にお願いを申し上げます。

○小林(信)委員 大分ごた／＼して御注意願つて、質問できるうちにしたいと思ひます。議員を整理していただきたいと思ひますのであります。先ほど松平委員が人事院總裁に質問されたことと関連をするわけであります。

……

すが、私は人事院規則を適用することの内容について、この際いろ／＼と質問をいたしたいのでございます。人事院総裁はおられますか。

「いはい」呼んで来い」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然

○辻委員長 人事院総裁は特に松平君から要求がありましたので、お呼びをいたしましたのでございますが、それを承つておらなかつたので……。「来た来た」と呼ぶ者あり、笑声、小林信一君、人事院総裁が参りました。

○小林(信)委員 人事院規則を適用するような場合は、要するに人事院の機能というものは、その公務員に対して身分を保障するとか、何か利益になることをするのであります。従つて人事院規則を設け、しかも罰則まで備えておくわけでございますが、今日の法律によつて人事院規則が適用されるけれども、その公務員は地方公務員であつて、何ら人事院の機能の影響を受けることがないのでございます。与えるものがあつて初めて拘束するものがあるわけなのであります。ところが、人事院は拘束するだけであつて、おそれる地方公務員に対しては何ら与えるものは持つておらないと思つたわけでございます。こういう見地からしますと、人事院規則を適用することは、人事院としては正しいとお考えになりますか、おもしろくないとお考えになりますか、お伺いをします。

○浅井政府委員 お答えいたしますが、人事院規則は国家公務員のためにつくつたものでございます。このたびこれが地方公務員たる教員に適用されますのは、この法律案の「例による。」というところから求るわけでございますが、この「例による。」というや

いですが、この「例による。」というやり方によつて国家公務員の法制が地方公務員に適用されることは決してこれだけではないと思つておられます。ほかに例があることではございません。たとえば給与のごときはこの例によつておりますが、この点において拘束することはございせん。

○小林(信)委員 しかし給与とその他の問題は、別に罰則というものがな

いわけなんです。しかしこれは例によると同時に罰則を持つておるわけなんです。そういうことまで適用されておる例がございせんか。

○浅井政府委員 私の記憶によれば、給与法にも罰則はございせん。

○小林(信)委員 人事院規則を適用する場合におきまして、文部省におきましても、あるいはこれを修正された方たちにおきましても、今私が申しましたように、与えるものがない、ただ罰則だけを適用するというようなことは非常に問題だと思つたのでございせん。そういうことがこの逐条審議をして参りますと非常に多いのでございせん。私が、私はこの際一つだけその問題を取上げてよくお伺いをしたいと思つたのでございせん。それは扇動と教唆の問題でございますが、教唆扇動というやうなことは、破防法においてもこの解釈は非常に問題になつたわけでありま

す。ところが今回は勇敢に教唆罪も扇動罪も簡単にこれを盛り込んでおるわけなんです。そこでこの際お伺いしたいことは、犯意がなくて、罪を犯そうとする意思がなく、それが教唆になる場合もあると思つて、それから扇動をしても、それが実際犯罪的な行為にならない場合もあるわけなんです。こ

う点につきましては、文部省としては相当な考慮があると思つたのでござい

ますが、いかがですか。

○大達國務大臣 この教唆扇動を對象とした規則は一定の目的を要件としております。でありますから、すべての場合において犯意を云々することはあり得ないと思つております。これは全然

絶無ではありませんが、これは全然し犯意がなければ犯罪が成立しないことは通説であります。

それからもう一点は……。

○小林(信)委員 扇動の場合です。扇動してもそれが行為にならない場合。

○大達國務大臣 これは教唆扇動という、つまりそのことだけをもつて独立して犯罪となるのであります。従つて教唆扇動をされた相手方が、その教唆扇動によつて何らかの行為をする。つまりここで言うところ、偏面的な教育をするということは必要ではないのであります。教唆扇動すること自身が、それだけで独立して犯罪となるのであります。

○辻委員長 小林君、申合せの時間はすでに過ぎておりますので、簡単にお願ひいたします。もう一問にしてくださいませ。——小林君、あなたの十分は、とくに過ぎておりますから……。

○小林(信)委員 そうすると大臣にもう一点お伺ひいたしますが……。大臣、だれの話を聞いておるのですか。——犯意がなく、それが教唆になるやうな場合は、これは犯意がないのだから、犯罪にはしない。それから扇動をしましても、それが行為に何ら現われなかつたという場合には、これは犯罪として取扱わない、こういうお考えですか。

○大達國務大臣 先ほど申しました点につきましても、犯意がなければ犯罪が成立しないことは、これはすべての犯罪について通則だろうと思つて、それから教唆扇動というものは、教唆扇動だけをもつて、それだけが独立して犯罪となるのでありますから、教唆扇動の結果、先生が偏面教育をしたかしないかということは、その教唆扇動の罪の成立には関係がないことであります。

○辻委員長 小林君——小林君、(小林(信)委員)もう一つお伺ひしたいと思つておられますので、どうか約束を守つてこれでおやめをお願いしたいと思います。(小林(信)委員)もう一つと呼ぶ。発言を許してありません。これでおやめいただきます。

「あとまあやればいい」質問者を突き飛ばすとは何だ」と呼び、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然

○辻委員長 御静肅に願ひます。——ちよつと御静肅ください。——御静肅ください。

「委員長、一休どうしたのだ」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然

○辻委員長 まず御静肅ください。——御静肅ください。——御静肅願ひます。

「委員長、発言中の委員に暴行を加えていいのか」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然

○辻委員長 静肅してください。

「早くやれ」何を言うのだ」と呼び、その他発言する者、離席する者多く、議場騒然

○辻委員長 ……(発言する者、離席する者多く、議場騒然、聴取不能) (このとき速記用紙を奪取され速記不能) ○辻委員長 ……(発言する者、離席する者多く、議場騒然、聴取不能) 日午前零時五分より開会いたします。時に午後十一時五十五分

昭和二十九年四月六日印刷

昭和二十九年四月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局